

## 下流水路 (St. 1) モニタリング結果【令和7年5月実施分】

### 1 モニタリングの目的

下流水路 (St. 1) の水質モニタリングは、単に環境基準等への適合を評価するものではなく、施設の設置前から水質の経年の推移を把握しながら、管理型最終処分場が正常に稼働しているかどうか継続的に評価・確認し、適切な監視・指導につなげていくことを目的とするものです。



### 2 項目別の結果【実施：(公財)鳥取県環境管理事業センター】

項目		測定結果 (R7. 5. 27)	基準値 (参考) 注
生活環境項目 (C類型/生物B/その他(湖沼))	水素イオン濃度 (pH)	7.5	6.5 以上 8.5 以下
	生物化学的酸素要求量 (BOD)	0.5 mg/L	5 mg/L 以下
	化学的酸素要求量 (COD)	1.6 mg/L	—
	浮遊物質 (SS)	9 mg/L	50 mg/L 以下
	溶存酸素量 (DO)	8.4 mg/L	5 mg/L 以上
	大腸菌数	10 CFU/100mL	—
	全亜鉛	0.005 mg/L	0.03 mg/L 以下
	ノニルフェノール	<0.00006 mg/L	0.002 mg/L 以下
	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩 (LAS)	<0.0006 mg/L	0.05 mg/L 以下
	全窒素 (T-N)	1.2 mg/L	—
	全リン (T-P)	0.048 mg/L	—
健康項目	カドミウム	<0.0003 mg/L	0.003 mg/L 以下
	全シアン	検出されない	検出されないこと。
	鉛	<0.001 mg/L	0.01 mg/L 以下
	六価クロム	<0.002 mg/L	0.02 mg/L 以下
	砒素	<0.001 mg/L	0.01 mg/L 以下
	総水銀	<0.0005 mg/L	0.0005 mg/L 以下
	アルキル水銀	検出されない	検出されないこと。
	PCB	検出されない	検出されないこと。
	ジクロロメタン	<0.002 mg/L	0.02 mg/L 以下
	四塩化炭素	<0.0002 mg/L	0.002 mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	<0.0004 mg/L	0.004 mg/L 以下	

	1,1-ジクロロエチレン	<0.002 mg/L	0.1 mg/L 以下
	シス-1,2-ジクロロエチレン	<0.004 mg/L	0.04 mg/L 以下
	1,1,1-トリクロロエタン	<0.0005 mg/L	1 mg/L 以下
	1,1,2-トリクロロエタン	<0.0006 mg/L	0.006 mg/L 以下
	トリクロロエチレン	<0.001 mg/L	0.01 mg/L 以下
	テトラクロロエチレン	<0.0005 mg/L	0.01 mg/L 以下
	1,3-ジクロロプロペン	<0.0002 mg/L	0.002 mg/L 以下
	チウラム	<0.0006 mg/L	0.006 mg/L 以下
	シマジン	<0.0003 mg/L	0.003 mg/L 以下
	チオベンカルブ	<0.002 mg/L	0.02 mg/L 以下
	ベンゼン	<0.001 mg/L	0.01 mg/L 以下
	セレン	<0.001 mg/L	0.01 mg/L 以下
	硝酸性窒素 (NO <sub>3</sub> -N)	1.2 mg/L	10 mg/L 以下
	亜硝酸性窒素 (NO <sub>2</sub> -N)	0.002 mg/L	(合計値)
	ふっ素	0.19 mg/L	0.8 mg/L 以下
	ほう素	0.02 mg/L	1 mg/L 以下
	1,4-ジオキサン	<0.005 mg/L	0.05 mg/L 以下
その他	電気伝導率	20 mS/m	—
	塩化物イオン	14.1 mg/L	—

注) 基準値 (参考) は、周辺環境の状況を踏まえ、環境基準等を記載した。

#### 環境基準とは

水質汚濁に係る環境基準とは、「維持されることが望ましい基準」であり、「人の健康の保護に関する環境基準」(健康項目: 有害な重金属類や化学物質等) と「生活環境の保全に関する環境基準」(生活環境項目: 有機汚濁物質、浮遊物質 (SS) などのいわゆる「水の汚れ」等) が定められています。健康項目は、飲料水として用いた場合、生涯にわたり連続的に摂取 (体重 50kg の場合、毎日 2 リットル) しても健康に影響が生じない水準に設定されており、生活環境項目は、水道、水産、工業用水といった利水目的や水生生物の保全を考慮して設定されています。

(参考: 国立環境研究所HP <https://www.nies.go.jp/eqsbasis/water.html>)